

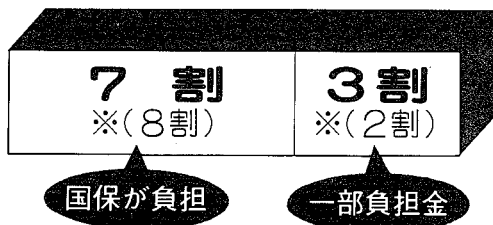
国保で受けられる給付

療養の給付(医療費の7割を支給) (8割)

診療



治療



入院や検査



医薬品の支給
や注射など



病院・診療所(医院)の窓口で保険証を提出すれば、上記のような医療にかかった費用の3割(一部負担金)を支払うだけで、残り7割は国保が負担します。

※退職者医療制度の方は、負担割合が異なります。

入院時の食事代

入院時の食事代は、他の医療費とは別枠で定額自己負担となります。残りは国保が負担します。

入院時食事療養費の自己負担(1日あたり)
※平成6年10月1日～平成8年9月30日

一般加入者			600円
住民税 非課税 世帯数	過去12か月の 入院日数	90日までの入院	450円
	(H.6.10.1以降のもの)	90日を超える入院	300円
住民税非課税世帯等で高齢 福祉年金を受けている人			200円

※住民税非課税世帯等の方は、「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保健課で申請をしてください。

出産育児一時金の支給

国保の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。
(300,000円)

葬祭費の支給

国保の被保険者が亡くなったとき、葬祭費が支給されます。
(55,000円)

高額療養費

医療費が高額になったとき

自己負担額が6万3千円を超えたとき

●同じ人が、同じ月内に6万3千円以上(住民税非課税世帯は3万5千400円以上)の自己負担金(保険適用分)を支払った場合、その超えた分について、国保が負担して、あとで支給される。

自己負担額	
6万3千円	国保が負担

